

奈良工業高等専門学校福利施設使用規則

昭和60年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)の福利施設の管理運営については、奈良工業高等専門学校不動産取扱規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 福利施設は、学生の課外活動の発展を助成するとともに、学生及び職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(運営)

第3条 福利施設の運営については、校長の命を受けて学生主事がこれにあたる。

(開館時間)

第4条 福利施設の開館時間は、原則として第5条に規定する使用を認めない日を除く日の8時30分から20時までとする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用を認めない日)

第5条 福利施設は、次の各号に掲げる日の使用を認めないものとする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 土曜日、日曜日及び休日
- 二 12月29日から翌年1月4日まで
- 三 前各号に掲げるもののほか、管理運営上特に必要とするとき。

(使用者)

第6条 福利施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の学生及び職員
- 二 校長が特に必要と認めた者

(使用心得)

第7条 福利施設を使用するときは、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

(弁償責任)

第8条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)が、施設、設備、備品等を故意又は過失により破損又は亡失したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(使用の中止又は禁止)

第9条 使用者がこの規則に違反したとき又は管理上支障があると認められるときは、使用を中止又は禁止することがある。

(事務)

第10条 福利施設に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、福利施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。